

資料3

平成23年11月定例会（付託）
人権・少子・高齢化対策特別委員会（保健福祉）

徳島県障害福祉計画【案】

（第3期 平成24年度～平成26年度）

概要

徳 島 県

徳島県障害福祉計画（第3期）の考え方

【1】 障害者自立支援法の規定に基づく計画である。

【 障害者自立支援法 】

（都道府県障害福祉計画）…第89条

- 区域ごとの各年度の障害福祉サービス・相談支援の必要な見込量，その確保のための方策
- 区域ごとの障害福祉サービス・相談支援に従事する者の確保又は資質向上のために講ずる措置に関する事項
- 各年度の障害者支援施設の必要入所定員総数
- 障害者支援施設の障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項
- 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

【2】 国の基本指針に即して作成する。

【 基本指針 】

障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し，自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針。厚生労働大臣が定める。

【3】 基本的理念・基本的考え方，障害福祉計画に定める事項について，考え方は変更せず，必要な時点修正等を行う。

【4】 計画期間は，平成24年度から平成26年度までとする。

【5】 国は，平成25年8月までに「障害者総合福祉法（仮称）」の施行を目指しており，計画期間中に計画を見直す可能性がある。

徳島県障害福祉計画（第3期）の構成について

1 基本的事項

- (1) 計画策定の目的・趣旨
- (2) 計画の基本理念
- (3) 計画の性格
- (4) 障害者の概念
- (5) 区域の設定
- (6) 計画の期間・見直し時期
- (7) 計画の達成状況の点検・評価

2 目標値の設定 次頁参照

- (1) 施設入所・入院から地域生活への移行
- (2) 福祉施設の利用者の一般就労への移行

3 指定障害福祉サービス・指定相談支援

- (1) 必要な量の見込み
- (2) 見込量確保のための方策
- (3) 計画的な基盤整備の方策
- (4) 指定障害者支援施設の必要入所者定員総数
- (5) 指定障害福祉サービス等に従事する者の確保及び資質の向上のために構ずる措置

4 相談支援体制

- (1) 各機関の役割
- (2) 相談支援体制（各機関の連携）

5 地域生活支援事業

- (1) 専門性の高い事業（必須事業）
- (2) 広域的な支援事業（必須事業）
- (3) サービス・相談支援者、指導者育成事業（任意事業）
- (4) その他の事業（任意事業）

目標値の設定について

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

平成17年10月1日時点の福祉施設入所者数（1,583人）を基準として、
（1）28.4%（450人）が地域生活へ移行することを目指す。（国の目標：3割以上）
（2）10.5%（167人）を削減する。（国の目標：1割以上）

2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

精神障害者関係の目標値については、現在、国において検討中であり、第3期障害福祉計画においては、「退院可能精神障害者の減少」についての目標値は設定しないこととなった。当該目標値に替わり、精神科病院からの退院、地域移行を促進し、社会的入院の解消をさらに進めていくため、退院のさらなる促進に関係する要素をより具体化、精緻化した「着眼点」を設定し、計画を推進する。

（1）1年未満入院者の平均退院率を76%とする。（国と同様）
（2）5年以上かつ65歳以上の退院者数を直近の状況（平成23年10月の1か月間）より20%以上増加させる。（直近の状況13人→16人、国と同様）

3 福祉施設の利用者の一般就労への移行

- （1）福祉施設から一般就労への移行
平成17年度実績（62人）の2.3倍（143人）を基本とする。
（国の目標：4倍以上）
- （2）就労支援事業の利用者数
ア 福祉施設利用者（4,276人）のうち、5.4%（229人）が
就労移行支援事業を利用する。（国の目標：2割以上）
イ 就労継続支援事業利用者（1,350人）のうち、9.9%（134人）が
就労継続支援（A型）*を利用する。（国の目標：3割以上）

*就労継続支援（A型）事業

障害者と雇用契約を結び、原則として最低賃金を保障する仕組みで、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行うもの。

※本資料の目標値は、各市町村の目標値を集計した合計である。今後、徳島県地方障害者施策推進協議会やパブリックコメント等で頂いた御意見を反映し、目標値を変更する可能性がある。

- 目標値は、国の基本指針に即し、第1期及び第2期計画の実績及び地域の実情を踏まえて設定する。
- 目標年度は、平成26年度とする。